

新 旧 対 照 表

改正後				改正前			
高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領				高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領			
第1から第2 (略)				第1から第2 (略)			
別表第1				別表第1			
地域活動	事業内容	事業実施主体	備考	地域活動	事業内容	事業実施主体	備考
(1) 森林経営計画作成促進	市町村との協定に基づき行われる次の①から③までの地域活動 ① 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿、 <u>林地台帳</u> その他の書類による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定 <u>などの</u> 森林経営計画作成に必要な情報の収集。 ② 森林の調査 施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査。 ③ 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む） 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動。	(略)	(略)	(1) 森林経営計画作成促進	市町村との協定に基づき行われる次の <u>1</u> から <u>3</u> までの地域活動 <u>1</u> 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類 <u>や現地踏査</u> による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定、その他森林経営計画作成に必要な情報の収集。 <u>2</u> 森林調査 施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査。 <u>3</u> 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む） 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動。	(略)	(略)
(2) 森林境界の明確化	市町村との協定に基づき行われる次の①及び②までの地域活動 <u>及び当該地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等</u> ① 情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿、 <u>林地台帳、リモートセンシング（以下「リモセン」という。）データ</u> その他の書類による、区域の面積、森林所有者、境界の状況 <u>などの</u> 境界の測量に必要な情報の収集。 ② 境界の調査 <u>境界が不明瞭な森林で行う境界の測量</u> <u>ア 森林境界の確定</u> <u>(ア) 森林境界の測量</u> <u>a 現地測量（性能の高い機器を活用した基準点と結合する測量を含む）</u> <u>b リモセンデータ等を活用した測量</u> <u>(イ) 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む）</u> <u>(ア)の測量成果を用いた、森林所有者その他関係者への説明会の開催、個別訪問など境界の合意形成活動</u> <u>イ 森林境界案の作成</u> <u>リモセンデータ等を活用した境界推測図の作成及び地元精通者への確認。</u>	(略)	(略)	(2) 森林境界の明確化	市町村との協定に基づき行われる次の <u>1</u> から <u>5</u> までの地域活動 <u>1 森林境界の測量</u> 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類による、区域の面積、森林所有者、境界の状況、 <u>その他</u> 境界の測量に必要な森林情報の収集。 <u>境界が不明瞭な森林で行う境界の測量及び合意形成。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等。</u> <u>2 森林境界測量の精度向上</u> <u>1の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量</u> <u>3 リモートセンシングデータ（以下「リモセン」という）を活用した森林境界の測量</u> <u>1の測量において、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報の収集。収集した情報の分析による境界の測量。</u> <u>4 森林境界案の作成</u> <u>レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界の確認に必要な情報の収集。</u> <u>境界推測図の作成及び地元精通者への確認。</u> <u>5 不在村森林所有者の現地立会</u> <u>不在村森林所有者による現地立会。</u>	(略)	(略)
(3) 森林所有者の探索	(略)	(略)	(略)	(3) 森林所有者の探索	(略)	(略)	(略)

(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている、 <u>作業路網の改良</u> の地域活動 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下、「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良など作業路網の簡易な改良活動。	(略)
-------------------------------	--	-----

(1) 基本的事項

県交付金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が交付金の交付対象となる上表の事業内容に掲げる地域活動等（以下「対象行為」という。）を行う場合に、以下の要件等により必要となる経費を交付するものとする。ただし、交付を受ける対象行為と同一の内容について、国が助成する他の制度と重複して交付金の交付を受けることはできない。

(2) 細則

①から② (略)

③交付額及び交付単価等

ア 森林経営活動作成促進

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のアの対象森林のうち、次の(a)又は(b)に該当する森林（取組実施年度の前年度から起算して過去5年度間において、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知）の別表1のIの2の1の(2)の①及び林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）の別表2のIの2の1の(2)の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において、次の(b)に該当する森林に対して交付を受けた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。））面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。

(a) 地域活動の実施により、森林経営計画を策定すること等について、書面により森林所有者等の合意が得られた森林

(b) (a) 以外の森林であって、現況調査等を行い、その成果を市町村に提供した森林。

(イ) から (ウ) (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算を適用する森林は、不在村森林所有者の立会や不在村森林所有者に対する合意形成活動を実施した森林の面積とする。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ) から (ウ) (略)

ウからエ (略)

(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている <u>次</u> の地域活動 <u>作業路網の改良活動</u> 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下、「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良など作業路網の簡易な改良活動。	(略)
-------------------------------	---	-----

(1) 基本的事項

県交付金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が交付金の交付対象となる上表の事業内容に掲げる地域活動等（以下「対象行為」という。）を行う場合に、以下の要件等により必要となる経費を交付するものとする。

(2) 細則

①から② (略)

③交付額及び交付単価等

ア 森林経営活動作成促進

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のアの対象森林のうち、次の(a)又は(b)に該当する森林（既に、平成30年度から令和4年度までにおいて、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知）の別表1のIの2の1の(2)の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において、次の(b)に該当する森林に対して交付を受けた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。））面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、合意形成活動を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。

(a) 地域活動の実施により、森林経営計画を策定すること等について、書面により森林所有者等の合意が得られた森林

(b) (a) 以外の森林であって、現況調査等を行い、その成果を市町村に提供した森林。

(イ) から (ウ) (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

a (略)

b 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者加算の適用を受ける場合は、合意形成活動及び現地立会を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ) から (ウ) (略)

ウからエ (略)

④ (略)

⑤報告書

アからイ (略)

ウ 実施結果の確認

(ア) (略)

(イ) 確認事務、確認体制等については、④のアの (ア) の b に準ずる。

(ウ) (略)

エ (略)

⑥事業の中止及び返還等

ア (略)

イ 返還の免責

市町村長は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの森林経営計画策定や、計画期間内の間伐が行われなかった場合（「対象行為の実施状況報告書」と「施業等の実施状況報告書」の実施結果が異なる場合も含む。）は、その理由、経緯について、その他の免除理由についても必要十分な説明書面を添えるものとする。市町村長は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこと及び検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。市町村長は、交付金の返還の要否の判断については、書面により交付対象者に通知するものとする。

以下の（ア）から（キ）までに掲げる場合には、市町村長は交付金の返還を免除することができる。

（ア）から（イ） (略)

（ウ）対象森林（交付対象者が所有する森林を除く）の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合

（エ）から（キ） (略)

ウ (略)

⑦ (略)

別記1 (略)

別紙様式第1 (略)

④ (略)

⑤報告書

アからイ (略)

ウ 実施結果の確認

(ア) (略)

(イ) 確認事務、確認体制等については、④のアの (イ) の b に準ずる。

(ウ) (略)

エ (略)

⑥事業の中止及び返還等

ア (略)

イ 返還の免責

市町村長は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの森林経営計画策定や、計画期間内の間伐が行われなかった場合（「対象行為の実施状況報告書」と「施業等の実施状況報告書」の実施結果が異なる場合も含む。）は、その理由、経緯について、その他の免除理由についても必要十分な説明書面を添えるものとする。市町村長は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこと及び検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。市町村長は、交付金の返還の要否の判断については、書面により交付対象者に通知するものとする。

以下の（ア）から（キ）までに掲げる場合には、市町村長は交付金の返還を免除することができる。

（ア）から（イ） (略)

（ウ）対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）

（エ）から（キ） (略)

ウ (略)

⑦ (略)

別記1 (略)

別紙様式第1 (略)

別紙様式第2

令和 年度 森林整備地域活動支援対策対象森林 標示票			
林小班または地番		実施日	令和 年 月 日
対 象 行 為			
現地確認日 令和 年 月 日			
現地確認者			
現地立会者			

別紙様式第2

令和 年度 森林整備地域活動支援対策 <u>交付金</u> 対象森林 標示票			
林小班または地番		実施日	令和 年 月 日
対 象 行 為			
現地確認日 令和 年 月 日			
現地確認者			
現地立会者			

別紙様式第3

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 様

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2の1の2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。

（なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。）

（注）（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会を必要とする場合に付すこと。

記

1 現地確認の日時

令和 年 月 日 時

2 現地確認者

3 現地確認場所

区 分	林 小 班 又 は 地 番	備 考
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		

（注） 「備考」欄は、当該対象行為を行った交付対象者の氏名を記入する。

4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象行為を確認し、現場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

別紙様式第3

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 様

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策交付金現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2の1の2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策交付金対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。

（なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。）

（注）（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会を必要とする場合に付すこと。

記

1 現地確認の日時

令和 年 月 日 時

2 現地確認者

3 現地確認場所

区 分	林 小 班 又 は 地 番	備 考
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		

（注） 「備考」欄は、当該対象行為を行った交付対象者の氏名を記入する。

4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象行為を確認し、現場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

別紙様式第4（略）

別紙様式第5

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

令和 年度森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

別紙様式第4（略）

別紙様式第5

番 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

令和 年度森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、別紙のとおり提出（報告）する。

(別紙)

森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書
(市町村推進事務分)

1 森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画の概要
別表記載のとおり。

2から4 (略)

(別紙)

森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画書
(市町村推進事務分)

1 森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画 (実績) の概要
別表記載のとおり。

2から4 (略)

(別表)
実施計画概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	
	市町村推進事務								

(注) 削除

実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

別紙様式第6から10 (略)

(別表)
実施計画概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	
	(新設)								

(注) 1 区分は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

別紙様式第6から10 (略)